

事務連絡

令和3年3月25日

各居宅介護サービス事業所等管理者様

岡山市保健福祉局長

岡山市保健所長

### ワクチンの接種順位における「在宅サービス従事者」に係る対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

これまで、高齢者施設で新型コロナ患者が発生した場合の対応に備え、高齢者が入所、居住する施設等で従事する方は、優先接種の対象と位置付けられておりました。

感染状況が悪化し、地域の病床がひっ迫する場合には、新型コロナウイルスに感染した在宅の高齢者が、やむを得ず自宅療養とされる場合があります。このため、市町村が必要と判断し、居宅介護サービス(以下「在宅サービス」という。)の事業所と従事者が、新型コロナで自宅療養中の高齢者に訪問介護サービス等の提供を行う意向がある場合には、高齢者施設等の従事者と同じ優先順位でワクチン接種ができるよう見直す取り扱いについて、厚生労働省から通知(\*1)がありました。

本市では、こうした高齢の患者等に対する在宅サービス(\*2)を継続する必要があるという課題に対応するため、在宅サービス事業所へ登録意向調査を実施することとしました。

本意向調査により、新型コロナで自宅療養中の高齢の患者、濃厚接触者に直接接し、在宅サービスの提供等を行う事業所の登録に係る意向や、在宅サービス等の提供を行う従事者数を把握させていただきます。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、令和3年4月5日(月)までに、下記意向調査を本市ホームページ意向調査入力フォームから送信をお願いします。

地域において病床がひっ迫した場合において、必要な在宅サービスを継続する観点から、市内すべての在宅サービス事業所の現況把握が必要ですので、必ずご回答ください。

記

#### 1. 在宅サービス事業所の登録に係る意向調査

#### (1) 在宅サービス事業所等の従事者の意思確認

在宅サービス事業所等は、「説明文書」(様式2)を活用して職員に説明・相談の上、新型コロナにより自宅療養中の高齢者等に直接接し、在宅サービス等の提供を行う意思を有する従事者の人数を把握する。

#### (2) 在宅サービス事業所等の登録意向確認

在宅サービス事業所等は、(1)の従事者の意思確認を踏まえ、以下意向調査入力フォームから「法人名、事業所名、所在地、事業所連絡先、管理者氏名及び登録希望の有無、対応予定人数等」新型コロナで自宅療養中の高齢者等に直接接し、在宅サービス等の提供等を行う意向の確認について報告する。

#### (3) 報告内容の登録・保管・居宅介護支援事業所等への提供等に関する同意確認

(2)で登録を希望した在宅サービス事業所は、あわせて以下の事項について確認のうえ、同意の有無を報告してください。

- ・本市介護保険部局が、登録を希望した在宅サービス事業所の報告を取りまとめ、リスト(以下「登録リスト」という。)として保管すること。
- ・登録リストの内容は、地域において病床がひっ迫した場合に自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に対する、介護サービスの調整を行う居宅介護支援事業所等に対して情報提供されること等があること

#### (4) 登録に係る意向調査 兼 同意確認

工程(1)から(3)を各事業所においてご検討・ご確認いただき、結果を以下の登録意向調査入力フォームでご回答ください。(全ての事業者からの回答が必要です)

ア 意向調査サイト

URL:[https://s-kantan.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=18592](https://s-kantan.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18592)



イ 報告期限 令和3年4月5日(月曜日)

・回答期限が短く誠に申し訳ありませんが、ご協力お願いいたします。

・地域において病床がひっ迫した場合において、必要な在宅サービスを継続する観点から、市内すべての在宅サービス事業所の現況把握が必要です。登録希望の有無に関わらず、必ずご回答ください。

<※意向確認及び登録同意報告の修正について>

報告いただいた意向調査の内容について、修正が必要な場合は、お手数ですが

再度上記意向調査入力フォームを利用してご報告ください。(同一事業所から複数回答があった場合は、入力日が最新のものを報告結果とさせていただきます。)

## 2. 在宅サービス事業所従事者(接種希望者)への証明書の発行(時期未定)

(1) 優先接種の対象であることについては、高齢者施設等の従事者と同様、在宅サービス事業所に従事していることの「証明書」(様式1)が必要です。

在宅サービス事業所は、本市介護保険部局に登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して、優先接種の対象である在宅サービス事業所に従事していることの「証明書」(様式1)を接種予定者本人に発行してください。

(2) 接種予定者本人は、一般の住民と同様に住民票所在地の接種実施医療機関で接種してください。接種時には、優先接種である「証明書」(様式1)を接種券とともに接種実施医療機関に提出(提示)してください。

○優先的な接種の対象であることを証明する書類(高齢者施設従事者)

・証明書(様式1)

〈※居宅サービス事業所等(介護)の従事者に係る「接種順位の特例」の取扱い〉

- 高齢者施設の従事者については、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされている。
  - 居宅サービス事業所等の従事者は、例えば、居宅サービス事業所等が高齢者施設に併設等されており、当該高齢者施設の入所者及び従事者が接種する際に、併せて居宅サービス事業所等の従事者に接種する体制を整備することが可能である場合など、市町村が当該居宅サービス事業所等について「一定の要件(目安)」を満たすことができるものと判断し、「医療従事者等優先施主予定者リスト」及び「接種券付き予診票」の発行等の対応が可能である場合は、接種順位の特例を適用することができる。
  - (※一定の要件(目安))
    - ・市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
    - ・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
    - ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う意思等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること
- が、示されています。居宅サービス事業所等が高齢者施設に併設等されており、接

種順位の特例に該当すると想定される居宅サービス事業所等については、本市から「接種順位の特例の取扱い」について、あらためてご連絡させていただきます。

- \*1 令和3年3月3日付け健健発 0303 第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について(改正)」(以下、厚労省ホームページに資料掲載あり)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000748470.pdf>

(参考資料)令和3年3月12日厚生労働省健康局健康課予防接種室 自治体説明会④新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について(スライド10~15)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000752530.pdf>

- \*2 高齢者施設等の従事者に含まれる在宅サービスの例

○ 対象となる在宅サービスの例は以下のとおり

(居宅サービス等(介護)の例)

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ・訪問介護               | ・認知症対応型通所介護         |
| ・訪問入浴介護             | ・通所リハビリテーション        |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護   | ・短期入所生活介護           |
| ・夜間対応型訪問介護          | ・短期入所療養介護           |
| ・居宅療養管理指導           | ・小規模多機能型居宅介護        |
| ・通所介護               | ・看護小規模多機能型居宅介護      |
| ・地域密着型通所介護          | ・福祉用具貸与             |
| ・療養通所介護             | ・居宅介護支援             |
| ・生活支援訪問サービスのみを行っている | ・生活支援通所サービスのみを行っている |

(注)各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

スケジュール	作業項目
4月5日 締め切り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種順位における「在宅サービス従事者」に係る対応について【本意向調査】 (自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向について事前確認)</li> <li>・サービス提供職員数(概算)を把握、報告【本意向調査】</li> </ul>
4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービス事業所向け説明会 (場所:未定、Zoom併用も検討中)</li> <li>・在宅サービス事業所向け感染防護対策等の研修 (Zoomでのオンライン研修を検討中)</li> </ul>
4月以降 (時期未定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先接種の対象である従事者に対して「証明書」(様式1)の発行 (市町村に登録した対応予定人数の範囲で、新型コロナで自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する従事者に対して在宅サービス事業所から発行してください。 従事者は、接種券、証明書(様式1)、本人確認書類を持参し、接種実施医療機関で接種を受けます。証明書(様式1)は、2回目の接種の際にも同じものを使用してください。(一般の方向けと同時期に接種を受ける場合は「証明書」(様式1)は不要です。))</li> <li>・必要に応じて、「説明文書」(様式2)を活用して、改めて職員に説明を行う。</li> <li>・在宅サービス事業所は、「証明書」を発行して優先接種の対象とした職員について、名簿等の作成または対象者のサインを得た「説明文書」(様式2)の保存等により、対象者を管理する。</li> </ul>

(問い合わせ先)

○ワクチンの接種に関すること

岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

TEL:(086)803-1307

FAX:(086)803-1756

E-mail:coronavaccine@city.okayama.lg.jp

○意向調査取りまとめ、登録リストの保管等

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

・通所事業者係

TEL: (086) 212-1013 E-mail: ji3\_shidou@city.okayama.lg.jp

・訪問居宅事業者係

TEL: (086) 212-1012 E-mail: ji2\_shidou@city.okayama.lg.jp

・施設係

TEL: (086) 212-1014 E-mail: ji-shidou@city.okayama.lg.jp

〒700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

FAX: (086) 221-3010